

令和2年第3回町議会定例会会議の経過（9月14日）

議 長 皆さん、おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。  
(午前9時00分)

それでは議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、認定第1号 令和元年度山北町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第12、認定第12号 令和元年度山北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを一括議題といたしますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議なしと認めます。

本件については、決算特別委員会に付託してありましたので、決算特別委員会の審査報告を委員長よりお願いいたします。

議席番号9番、児玉洋一決算特別委員会委員長。

9番 児 玉 皆さん、おはようございます。

それでは決算特別委員会の報告をさせていただきます。

令和2年9月9日、10日の両日午前9時から、議場において委員13名及び議長、町長、副町長、教育長、関係課長の出席を得て、令和2年9月7日の本会議で当委員会に付託された認定第1号から認定第12号について審査いたしましたので、その審査経過並びに結果を報告します。

認定第1号、令和元年度山北町一般会計歳入歳出決算認定については全員賛成で認定すべきものと決しました。

認定第2号、令和元年度山北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については全員賛成で認定すべきものと決しました。

認定第3号、令和元年度山北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については全員賛成で認定すべきものと決しました。

認定第4号、令和元年度山北町災害給付見舞事業特別会計歳入歳出決算認定については全員賛成で認定すべきものと決しました。

認定第5号、令和元年度山北町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については全員賛成で認定すべきものと決しました。

認定第6号、令和元年度山北町町設置型浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定については全員賛成で認定すべきものと決しました。

認定第7号、令和元年度山北町山北財産区特別会計歳入歳出決算認定については全員賛成で認定すべきものと決しました。

認定第8号、令和元年度山北町共和財産区特別会計歳入歳出決算認定については全員賛成で認定すべきものと決しました。

認定第9号、令和元年度山北町三保財産区特別会計歳入歳出決算認定については全員賛成で認定すべきものと決しました。

認定第10号、令和元年度山北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については全員賛成で認定すべきものと決しました。

認定第11号、令和元年度山北町商品券特別会計歳入歳出決算認定については全員賛成で認定すべきものと決しました。

認定第12号、令和元年度山北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定については全員賛成で、可決及び認定すべきものと決しました。

続いて、審査における主な意見等について報告をします。

初めに、総務環境常任委員会所管における一般会計について報告します。

1つ目、町税収入においては、町民税、固定資産税とも、年々不納欠損や収入未済額が増えている。滞納金額が多い場合には、分納や経済状況に合わせた納付計画で完納に至る取組を行っていただくとともに、この先、新型コロナウイルスの影響で事業主は大変な苦労が想定される。収納促進会議等を通じ、様々な事業者支援も考慮しながら取り組んでいただきたい。

2つ目、町内循環バスの運賃収入については、利用者・運賃収入とも年々減少傾向にある。地域要望等を踏まえ、運行ルートの改善など、利便性の向上に努めていただきたい。

3つ目、(仮称)山北スマートインターチェンジ周辺の土地利用構想については、地元清水地域や清水在り方研究会と連携し、今後も構想実現に向け、積極的に取り組んでいただきたい。

4つ目、オリンピック・パラリンピック関連事業については、グッズ製作や庁舎内へロードレーサーの展示など、啓発活動に取り組まれたと思うが、延期となった来年度開催に向け、町民が盛り上がりを見せるような企画を取

り組んでいただきたい。

5つ目、再生可能エネルギー検討事業については、これまで関係団体や先進自治体事例等の視察など、調査研究を進めていただいていると思うが、全国的にCO<sub>2</sub>削減の声が高い中、町内で利用できる再生エネルギーの展開を早期に取り組んでいただきたい。

6つ目、地域水源林整備支援事業については、定められた期間の中で、森林整備や間伐材搬出に取り組んでいただいていると思うが、市場に出すだけでなく、町内公共施設への利用や木質バイオマスなどへの展開についても、関係部署と調整をしながら進めていただきたい。

7つ目、鳥獣害対策事業については、研修会の開催等の成果もあり、猟友会の会員が少しずつ増加しているとのことだが、今後、町内外を含め山北町だからこそできる狩猟についてのPRを積極的に進めていただき、猟友会の増員に対し働きかけていただきたい。

8つ目、都市公園維持管理事業については、ぐみの木近隣公園にドッグパークや植え込み等の整備の結果、町内外からの利用者は増加傾向にある。この先も花壇整備や芝張り、遊具の更新等も計画しているようだが、地域住民とともに今後もきれいで使いやすい公園となるよう努めていただきたい。

9つ目、消防団活動事業については、人口減少に伴い、複数の分団で消防団員の確保に苦慮していると聞く。消防団活動の見直しや、機能別消防団の活用など、消防団在り方検討会議等を通じ、効率的な消防団活動ができるように取り組んでいただきたい。

続いて、福祉教育常任委員会所管における一般会計について報告をいたします。

1つ目、健康福祉センター使用料及び生涯学習センター使用料については、台風19号による断水被害や新型コロナウイルス感染症に伴う休業もあり、使用料が減額となっている。今後、様々なイベントや工夫を講じ、使用料増加に努められたい。

2つ目、定住総合対策事業の住まいづくり応援制度については、制度を活用して町内外からの定住者も少しずつ増えていると聞く。今後も、山北町の特色を生かし、県の移住セミナーの参画や他市町とも連携をしながら、引き

続き積極的に取り組んでいただきたい。

3つ目、福祉タクシー運行事業については、対象地区の拡大やタクシー券の増額をしたことにより、利用額も増加しているとのことだが、今後、町内全体の公共交通を考えていく上で、福祉タクシーで収まることなく、町内公共交通の利便性向上に向け、取り組んでいただきたい。

4つ目、子育て支援事業の病児保育事業については、町内の登録者数が5人と少ない。病児保育事業を活用すれば医療費の抑制にもつながることから、対象の園児や小学校3年生までの児童に対し、積極的にPRを図られたい。

5つ目、予防費については、がん検診や予防接種の受診率が低く、不用額が大きい。検診の啓発にはこれまでも取り組んでいただいているが、唾液・尿・涙等の採取で簡単に検診が受けられる技術開発も進んでいる。今後、先進事例情報を得ながら検診者数の増加に努めていただきたい。

6つ目、英語補助教員設置事業については、小中学校へ英語補助教員を配置し、これまでも一貫した国際理解教育を推進していると思うが、今後、ICT化やGIGAスクール構想の実現も含め、山北の特色を生かした学校教育を目指し、取り組んでいただきたい。

7つ目、コミュニティースクール運営事業については、これまでの学校評議会制度に代わり、学校運営に対して保護者や地域の方々が参画できる仕組みとなり、大変効果的な事業であると思う。今後も、持続可能な学校運営を図るために、さらなる事業推進に努めていただきたい。

続いて、特別会計について報告いたします。

1つ目、国民健康保険税については、県の財政安定基金貸付金の収入により何とかやりくりしている状況である。高齢化による医療費増加や被保険者減少による収入減等、国保財政は多くの課題を抱えているが、医療費削減に向けた健康づくりの増進とともに、国保税算定基準等、山北町にとって最適な方法を考えながら町民負担のかからないように進めていただきたい。

2つ目、介護保険事業の通所型介護予防事業については、携わるボランティアの人数が横ばいで高齢化も進んでいる。今後、ボランティア人材の確保に向け、新たなシステム構築を検討するとともに、ボランティアへの支援も改善し、携わる人たちが気持ちよく利用できる事業となるように取り組んで

いただきたい。

3つ目、介護保険事業の認知症地域支援・ケア向上事業については、認知症サポーター養成講座や認知症カフェの実施に取り組んでいただいているが、認知症の要因の一つでもあるといわれる歯周病予防に対し、口腔ケアへの積極的な取り組みと普及啓発に努めていただきたい。

以上で報告を終わります。

議長 認定第1号から認定第12号に対する決算特別委員会の審査報告が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、ここで、まず認定第1号 令和元年度山北町一般会計歳入歳出決算認定について討論のある方はどうぞ。

それでは、まず原案に反対者の発言を許します。反対討論の方はいらっしゃいますか。

いらっしゃらないようですので、次に原案に賛成の発言、賛成討論の方はいらっしゃいますか。

議席番号13番、石田照子議員。

13番石田 皆さんおはようございます。

私は、令和元年山北町一般会計歳入歳出決算について賛成の立場で討論いたします。

令和元年度は台風19号が各地で甚大な被害をもたらし、全庁を挙げて対応に追われました。

年が明けると新型コロナウイルス対策と、かつてない心労の中での行政運営となったことと思います。そのような臨時的な歳出が膨らむ中、交付金や寄附金制度の活用などにより、山北町第5次総合計画に定められた様々な事業に積極的に取り組み、3億7,000万円ほどの剰余金を生み出すことができましたことは、努力のたまものであり評価すべき点であると思います。

子育て世代への対応では、公園整備、特別教室のエアコン設置。台風19号による断水では、給水対応、上下水道料金の減免、地区水道等への復旧支援など、町民に寄り添った対応をいち早く実施しました。

交通弱者対策としては、福祉タクシーの対象地域や金額の見直しなど、公共交通のさらなる発展を模索し、交通弱者の交通確保に努めるなどの努力が

見てとれ、今後に大いに期待するところです。

町民の福祉の増進に日々力を注がれた三役はじめ、職員の努力を評価し賛成討論といたします。以上です。

議 長 ほかに討論のある方はいらっしゃいますか。

討論が終わりましたので採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、まず、認定第1号について採決いたします。本案に対する決算特別委員会委員長の報告は認定すべきものであります。委員長の報告どおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって認定第1号は原案どおり認定されました。

続いて、認定第2号 令和元年度山北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、認定第2号について討論のある方はどうぞ。討論がないので採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、採決いたします。本案に対する決算特別委員会委員長の報告は認定すべきものであります。委員長の報告どおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって認定第2号は原案どおり認定されました。

続いて、認定第3号 令和元年度山北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、認定第3号について討論のある方はどうぞ。討論がないので採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので採決いたします。本案に対する決算特別委員会委員長の報告は認定すべきものであります。委員長の報告どおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって認定第3号は原案どおり認定されました。  
続いて、認定第4号 令和元年度山北町災害給付見舞事業特別会計歳入歳出決算認定について質疑のある方はどうぞ。  
質疑がないので、認定第4号について討論のある方はどうぞ。討論がないので採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので採決いたします。本案に対する決算特別委員会委員長の報告は認定すべきものであります。委員長の報告どおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって認定第4号は原案どおり認定されました。  
続いて、認定第5号 令和元年度山北町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について質疑のある方はどうぞ。  
質疑がないので、認定第5号について討論のある方はどうぞ。討論がないので採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので採決いたします。本案に対する決算特別委員会委員長の報告は認定すべきものであります。委員長の報告どおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって認定第5号は原案どおり認定されました。  
続いて、認定第6号 令和元年度山北町町設置型浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について質疑のある方はどうぞ。  
質疑がないので、認定第6号について討論のある方はどうぞ。討論がないので採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、採決いたします。本案に対する決算特別委員会委員長の報告は認定すべきものであります。委員長の報告どおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって認定第6号は原案どおり認定されました。  
続いて、認定第7号 令和元年度山北町山北財産区特別会計歳入歳出決算  
認定について質疑のある方はどうぞ。  
質疑がないので、認定第7号に討論のある方はどうぞ。討論がないので採  
決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので採決いたします。本案に対する決算特別委員会委員長の報  
告は認定すべきものであります。委員長の報告どおり決定することに賛成の  
方は起立を願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって認定第7号は原案どおり認定されました。  
続いて、認定第8号 令和元年度山北町共和財産区特別会計歳入歳出決算  
認定について質疑のある方はどうぞ。  
質疑がないので、認定第8号について討論のある方はどうぞ。討論がない  
ので採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので採決いたします。本案に対する決算特別委員会委員長の報  
告は認定すべきものであります。委員長の報告どおり決定することに賛成の  
方は起立を願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって認定第8号は原案どおり認定されました。  
続いて、認定第9号 令和元年度山北町三保財産区特別会計歳入歳出決算  
認定について質疑のある方はどうぞ。  
質疑がないので、認定第9号について討論のある方はどうぞ。討論がない  
ので採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、採決いたします。本案に対する決算特別委員会委員長の  
報告は認定すべきものであります。委員長の報告どおり決定することに賛成  
の方は起立を願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって認定第9号は原案どおり認定されました。  
続きまして、認定第10号 令和元年度山北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について質疑のある方はどうぞ。  
質疑がないので、認定第10号について討論のある方はどうぞ。討論がないので採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、採決いたします。本案に対する決算特別委員会委員長の報告は認定すべきものであります。委員長の報告どおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって認定第10号は原案どおり認定されました。  
続いて、認定第11号 令和元年度山北町商品券特別会計歳入歳出決算認定について質疑のある方はどうぞ。  
質疑がないので、認定第11号について討論のある方はどうぞ。討論がないので採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので採決いたします。本案に対する決算特別委員会委員長の報告は認定すべきものであります。委員長の報告どおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって認定第11号は原案どおり認定されました。  
続きまして、認定第12号 令和元年度山北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について質疑のある方はどうぞ。  
質疑がないので、認定第12号について討論のある方はどうぞ。討論がないので採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので採決いたします。本案に対する決算特別委員会委員長の報告は可決及び認定すべきものであります。委員長の報告どおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(全員起立)

- 議長 起立全員。よって認定第12号は原案どおり可決及び認定されました。
- 次に、日程第13、議案第50号 山北町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてを議題といたします。
- なお、本件につきましては、総務環境常任委員会に付託してありましたので、総務環境常任委員会の審査報告を委員長より求めます。
- 議席番号1番、瀬戸恵津子総務環境常任委員会委員長。
- 1番 瀬戸 それでは、総務環境常任委員会の審査報告をいたします。
- 令和2年9月9日、午後1時から役場401会議室において、委員7名及び町長、副町長並びに総務防災課長の出席を得て、総務環境常任委員会を開催し、令和2年9月8日の本会議で当委員会に付託された、「議案第50号 山北町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について」を審査いたしましたので、その審査過程並びに結果を報告いたします。
- まず、総務防災課長より補足説明の後、直ちに質疑に入りました。
- 児玉委員。今回の防災監の採用については、条例第2条第1項の特定任期付職員ということでしょうか。
- 総務防災課長。防災監は、条例第2条第2項の一般任期付職員での採用を考えています。
- 児玉委員。町では今後、防災監以外に専門的な知識を有する者を採用する場合を考えているのか。
- 総務防災課長。今のところ防災監以外は思いつきませんが、例えば大きな訴訟を抱えた場合、弁護士を雇わなければならないという事態も考えられます。その場合は条例第2条第1項の特定任期付職員を雇うということもあり得ると思います。
- 児玉委員。ということであれば、今後、弁護士などを雇わなければならなくなつた場合、その都度、例規整備するのではなく、本条例により雇えるという解釈でよいか。
- 総務防災課長。本条例により雇うことができるようになります。
- 瀬戸顯弘委員。条例第2条第1項の特定任期付職員、第2条第2項の一般任期付職員、第3条の任期付職員、第4条の短時間勤務職員の職種の違いは、

総務防災課長。特に職種や年齢の規定はありませんが、例えば条例第3条や第4条で採用される職員は、比較的短期間で業務の終了が見込まれる場合などになります。

児玉委員。特定任期付職員の給料を第7条で規定しているが、一般任期付職員はどこで規定しているのか。

総務防災課長。第2条第1項の特定任期付職員以外は、一般職の給与条例の適用を受けることになります。

児玉委員。選考により任期を定めて採用するとあるが、選考はどのようなことを考えているのか。

総務防災課長。書類審査と三役による面接を考えています。なお、採用予定の方は「地域防災マネジャー」の資格を有しており、有資格者を採用した場合は、人件費の2分の1が交付税措置されるとされております。

瀬戸伸二委員。専門的な知識を有する必要があることや5年を超えての採用はできないということで、人材の確保が難しいのではと考えていたが、自衛隊と連携することにより、継続的な人材確保は可能か。

総務防災課長。自衛隊は年1回、自治体職員と話す場を設けており、必ず出席するようにしておりますし、町長も独自のつながりがあります。そのような機会などを活用し、常に自衛隊と情報交換を行い、5年後に後任を推薦していただけるようにしていきたいと考えています。

児玉委員。第7条第2項で特定任期付職員の号給については、従事する業務に応じて規則で定める基準に従い決定するとあるが、どのような基準とするのか。

総務防災課長。現在作成している規則（案）では、1号給になる者は「高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合」、2号給は、1号給に加えて「困難な業務に従事する場合」、3号給は「特に困難な業務に従事する場合」、4号給は3号給に加えて「特に高度の専門的な知識経験を有する者」と規定しており、条例制定後に規則の制定を予定しています。

以上で質疑を終了し、「議案第50号 山北町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について」は、全員賛成で了承いたしました。

以上をもちまして、総務環境常任委員会に付託されました議案第50号に係る審議結果についての報告を終了といたします。

以上でございます。

議 長 付託議案に対する常任委員会の審査報告が終わりましたので、議案第50号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論がないので、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第 50 号を採決いたします。原案に賛成者は起立願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって議案第 50 号は原案どおり可決されました。

日程第14、議案第51号 山北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第 51 号 山北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、山北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 2 年 9 月 4 日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、山北町一般職の任期付職員の採用等に関する条例が制定されることに伴い、本条例を改正する必要性が生じたため提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明させていただきます。

議 長 総務防災課長。

総務防災課長 それでは、議案第 51 号 山北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

最初に条例改正の概要でございますが、山北町一般職の任期付職員の採用

等に関する条例第4条の規定により、採用された短時間勤務職員を規定する  
ものでございます。

それでは、新旧対照表で御説明申し上げます。

2枚おめくりください。

第2条につきましては、1週間の勤務時間を規定しておりますが、第4項  
を第5項とし、第4項として育児休業法第18条第1項または山北町一般職の  
任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定により採用された職員の勤務  
時間は、4時間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、  
任命権者が定めると規定するものです。

第4条につきましては、週休日及び勤務時間の割り振りを規定しておりま  
すが、再任用短時間勤務職員の次に、及び任期付短時間勤務職員を加えるも  
のです。

1枚おめくりください。

第12条につきましては、年次休暇を規定をしておりますが、再任用短時間  
勤務職員の次に、「及び任期付短時間勤務職員」を加えるものでございます。

それでは2枚お戻りいただき、改正文を御覧ください。

附則。この条例は公布の日から施行する。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第51号について質疑に入ります。質疑の  
ある方はどうぞ。質疑がないので討論を省略して、直ちに採決に入りたいと  
思いますが御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので議案第51号を採決いたします。原案に賛成者は起立をお  
願いいたします。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって議案第51号は原案どおり可決されました。

日程第15、議案第52号 山北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改  
正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第 52 号 山北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 2 年 9 月 4 日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、山北町一般職の任期付職員の採用等に関する条例が制定されることに伴い、本条例を改正する必要性が生じたため、提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明させていただきます。

議 長 総務防災課長。

総務防災課長 それでは、議案第 52 号 山北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

最初に条例改正の概要でございますが、山北町一般職の任期付職員の採用等に関する条例第 4 条の規定により、採用された短時間勤務職員を規定するとともに、育児時短勤務に係る給与条例の特例を整備するものでございます。

それでは新旧対照表で御説明申し上げます。

2 枚おめくりください。

第 2 条につきましては、育児休業をすることができない職員を規定しておりますが、第 2 項を第 3 項とし、第 2 項として山北町一般職の任期付職員の採用等に関する条例第 4 条を第 3 項の規定により、任期を定めて採用された短時間勤務職員と規定するものです。第 16 条につきましては、育児短時間勤務をしている職員についての職員の給与に関する条例の読替えを規定しております。

1 枚おめくりください。

第 11 条第 1 項、給料月額。給料月額に算出率を乗じて得た額を削ります。

第 11 条の 2 第 2 項中、再任用短時間勤務職員を「短時間勤務職員」に改め、育児短時間勤務職員を地方公務員の育児休業等に関する法律第 10 条第 3 項の規定により、同条第 1 項に規定する「育児短時間勤務の承認を受けた職員」というに改め、第 13 条第 1 項中、地方公務員の育児休業等に関する法律第 10 条第 3 項の規定により、同条第 1 項に規定する育児短時間勤務の承認を受け

た職員を育児短時間勤務職員に改めるものでございます。

それでは、2枚お戻りいただき、改正文を御覧ください。

附則。この条例は公布の日から施行する。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第 52 号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。質疑がないので討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、まず議案第 52 号について採決いたします。原案に賛成者は起立をお願いいたします。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって議案第 52 号は原案どおり可決されました。

日程第16、議案第54号 山北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第 54 号 山北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、山北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 2 年 9 月 4 日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、山北町一般職の任期付職員の採用等に関する条例が制定されることに伴い、本条例を改正する必要性が生じたため提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 総務防災課長。

総務防災課長 それでは、議案第 54 号 山北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

最初に条例改正の概要でございますが、山北町一般職の任期付職員の採用等に関する条例第 4 条の規定により、採用された短時間勤務職員を規定するものでございます。

それでは、新旧対照表で御説明申し上げます。

2枚おめくりください。

第4条の2につきましては、初任給及び昇給の基準を規定しておりますが、「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改め、「第3条及び前条第10項」を「前条第1項から3項まで及び第10項」に改め、「第2条第3項」の次に、「又は第4項」を加えるものです。

第11条の2につきましては、通勤手当を規定しておりますが、「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改めるものでございます。

1枚おめくりください。

第13条につきましては、時間外勤務手当を規定しておりますが、「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改めるものでございます。

それでは1枚お戻りいただき、改正文を御覧ください。

附則。この条例は公布の日から施行する。

説明は以上でございます

議 長 説明が終わりましたので、議案第54号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。質疑がないので討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議案第54号を採決いたします。原案に賛成者は起立をお願いいたします。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって議案第54号は原案どおり可決されました。  
次に日程第17、議案第68号 山北町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第68号 山北町教育委員会委員の任命について。  
次の者を山北町教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。  
令和2年9月4日提出。山北町長、湯川裕司。

氏名、野地泰次。住所、山北町岸1452番地。生年月日、昭和31年2月22日。  
任期、令和2年10月24日から令和6年10月23日。

提案理由でございますが、現山北町教育委員会委員の野地泰次氏は、令和2年10月23日をもって任期満了となります。引き続き同氏を任命したいので提案するものです。

議 長 説明が終わりましたので、議案第68号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。質疑がないので討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思いますが御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、まず議案第68号について採決いたします。原案に賛成者は起立をお願いいたします。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって議案第68号は原案どおり同意することに決定いたしました。

日程第18、発議第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

議席番号13番、石田照子議会運営委員長。

13 番 石 田 発議第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を別紙のとおり提出するものとする。

令和2年9月4日提出。山北町議会議員、石田照子。同じく、瀬戸恵津子。同じく、山崎政司。同じく、熊澤友子。同じく、清水明。同じく、児玉洋一。

提案理由でございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらし、地方自治体では喫緊の財政需要への対応・長期的な感染症対策を講じている中、地方税・地方交付税等の大幅な減少等により、地方財政が厳しい状況になることが予想されます。地域の実情に応じ

た安定的かつ持続的な行政サービスを提供するには、地方税・地方交付税等の一般財源総額の確保・充実が必要であるため、国及び国会に意見書を提出するものです。

意見書の提出については、事務局が読み上げます。

以上でございます。

議 長 事務局長。

事 務 局 長 それでは1枚おめくりいただきまして、意見書の朗読をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避け難くなっています。地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想されます。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望します。

1、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2、地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。

3、令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺

るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月。

本日可決されましたら、本日付に提出させていただきます。

内閣総理大臣 安倍晋三殿、財務大臣 麻生太郎殿、総務大臣 高市早苗殿、厚生労働大臣 加藤勝信殿、経済産業大臣 梶山弘志殿、内閣官房長官 菅義偉殿、経済再生担当大臣 西村康稔殿、まち・ひと・しごと創成担当大臣 北村誠吾殿、衆議院議長 大島理森殿、参議院議長 山東昭子殿。

神奈川県山北町議会。

以上です。

議 長 説明が終わりましたので、発議第2号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。質疑がないので討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思いますが御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、発議第2号について採決いたします。原案に賛成者は起立願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって、発議第2号は原案どおり可決されました。

日程第19、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

この件につきましては、議会閉会中の調査活動として別紙のとおり、議員を派遣することとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、別紙のとおり議員を派遣することにいたします。

なお、閉会中変更があった場合は、議長にお任せ願いたいと思います。

日程第20、閉会中の継続調査申出書についてを議題といたします。

議会運営委員長、総務環境常任委員長及び福祉教育常任委員長から会議規

則第75条の規定によって、お手元に配付したとおり、閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議がないので、議会運営委員長、総務環境常任委員長及び福祉教育常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。

以上をもちまして、全日程を終了いたしましたので、令和2年第3回山北町議会定例会を閉会いたします。

それでは、10時10分より全員協議会を開催しますので、401会議室にお集まりください。  
(午前9時53分)